

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

平成31年度の国民健康保険料率(均等割額・所得割率)等が下表のとおり改定されました。保険料は、世帯ごとの加入者数と所得額を基にそれぞれ算出した医療分(基礎分)、支援金分(後期高齢者支援金等分)、介護分(介護納付金分)の各区分を合わせた金額となります。また、総所得金額等が基準以下となる世帯が対象の保険料均等割額の減額も、基準が変更されました。計算方法、均等割額の減額基準など、詳細は4月中旬に国保加入世帯にお送りする「国保だより」および小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保」をご覧ください。平成31年度の保険料通知は、6月中旬に世帯主あてにお送りします。なお、納付方法は2種類あります。「普通徴収」納付書または口座振替等による納付方法。年間保険料を6月期・翌年3月期までの

10回に割り振り、納めます。「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法。4・6・8月に仮徴収(※)として納めた後、年間保険料から仮徴収額を除いた残りを10・12・2月の本徴収で納めます。※前年度から引き続き特別徴収の方は、平成30年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として各月に納めていただきます。

10回に割り振り、納めます。「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法。4・6・8月に仮徴収(※)として納めた後、年間保険料から仮徴収額を除いた残りを10・12・2月の本徴収で納めます。※前年度から引き続き特別徴収の方は、平成30年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として各月に納めていただきます。

「軽減内容」
○所得割額を免除
○均等割額を最大5割軽減
※制度の見直しにより、均等割額の軽減措置が最長で2年となりました。そのため平成29年4月以前に旧被扶養者に該当した方の均等割額軽減は、平成31年3月31日をもって終了しました。なお、所得割額は当面の間か

非自発的失業者の方は届出により保険料を軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、届出により前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

国民健康保険

人間ドック受診費の一部助成を開始

被保険者の健康の増進を図るため、人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します。40歳以上の江東区国民健康

○その他の案件(2件)
「江東区奨学金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について」など

第1回区議会定例会終わる 平成31年度各会計予算などを可決

平成31年第1回区議会定例会が、2月19日から3月19日まで(会期29日間)開かれました。今回の定例会では、「平成31年度江東区一般会計予算」など38議案について審議され、それぞれ原案どおり可決されました。なお、可決された議案の内容は次のとおりです。

- 予算案件(9件) 「平成31年度江東区一般会計予算」など
- 条例案件(18件) 「江東区児童育成手当条例の一部を改正する条例」など
- 契約案件(4件) 「江東区立日光高原学園宿泊棟その他改修工事請負契約」など
- その他の案件(2件) 「江東区奨学金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について」など
- 意見書(5件) 「建設業従事者のアセスメント被害者の早期救済等を求める意見書」など

りません。医療保険課資格課係 ☎(3647)8520 FAX(3647)8443

平成31年度 国民健康保険料額

①～③の均等割額と所得割額(所得率を用いて算定)の合計額が平成31年度の年間保険料額です。

	①医療分 (加入者全員)	②支援金分 (加入者全員)	③介護分 (40～64歳の加入者)
均等割額	39,900円/人 (前年度から900円増)	12,300円/人 (前年度から300円増)	15,600円/人 (前年度と同額)
所得割額	7.25%(前年度から0.07ポイント減)	2.24%(前年度から0.02ポイント増)	1.68%(前年度から0.12ポイント増)
年間限度額	610,000円(前年度から30,000円増)	190,000円(前年度と同額)	160,000円(前年度と同額)

※年間所得額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額(雑損失は控除しません。また、分離課税所得は特別控除後の額を用います)。

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。原則、お勤め先の会社が届出を代行することはありません。また、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方で、江東区に住んでいる方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません。次に該当する方は、届出が必要です。

特別徴収が始まる方へ(年金からの差引き)

特別徴収が4月、6月から始まる方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。なお、引き続き年金から差引きされる方の4月と6月の保険料は、2月の保険料と同額になります。

平成31年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。平成31年度の区民税決定後に再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「平成31年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。納付方法は2種類

○受診する年度において40歳以上であり、人間ドック受診日時点で74歳以下である

○受診した年度内に特定健康診査を受診していない

○申請日までに、納期の到来している保険料を完納している

○指定する検査項目の結果の提出がある

○受診結果において特定保健指導の対象となった場合、指導

○受診した人間ドックが助成要件にあてはまるか区ホームページ等で確認のうえ、医療保険課(2階6番)にある申請書等(区ホームページからも入手可)に記入し、窓口へ提出

※出張所および郵送での受付はできません。また、水曜夜間、日曜の受付は行っていません。

医療保険課医療保健係 ☎(3647)8516 FAX(3647)8443

加入していない方 病気やけがをしたときに備えてすべての方は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、さかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった医療費を返還していただくことがあります。

医療保険課資格課係 ☎(3647)3167 FAX(3647)8443

個人経営の事業主とそこに勤めの方で、他の健康保険に加入していない方は、平成31年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。平成31年度の区民税決定後に再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「平成31年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。

介護保険は、皆さんの保険料で支えられています。介護保険法の定めにより、納め方を本人の希望で選ぶことはできません。特別徴収・年金差引きで納める方法※老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方が対象です

「普通徴収」65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入された方は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、さかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった医療費を返還していただくことがあります。

医療保険課資格課係 ☎(3647)3167 FAX(3647)8443

加入していない方 病気やけがをしたときに備えてすべての方は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、さかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった医療費を返還していただくことがあります。

医療保険課資格課係 ☎(3647)3167 FAX(3647)8443

加入していない方 病気やけがをしたときに備えてすべての方は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、さかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった医療費を返還していただくことがあります。

医療保険課資格課係 ☎(3647)3167 FAX(3647)8443

加入していない方 病気やけがをしたときに備えてすべての方は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。加入・脱退の届出は14日以内に行ってください。届出が遅れると、さかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった医療費を返還していただくことがあります。

医療保険課資格課係 ☎(3647)3167 FAX(3647)8443

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール